

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 6 3 号
件 名	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元に係る意見書の提出について
要 旨	<p>子供たち一人ひとりが大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者、地域住民、教職員共通の願いです。そのために、小・中学校の全学年における30人以下学級の実現等が可能となる教育条件整備のための教育予算の確保が不可欠です。</p> <p>日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっているにもかかわらず、2018年度から国による教職員定数改善計画のない状況が続いています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増加等に見られるように教育条件格差も生じています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での定数改善計画の策定、実行が必要です。</p> <p>さらに、今年度より改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられています。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校での35人学級の早期実施が必要です。さらにきめ細かな教育をするためには30人以下学級の実現が不可欠です。萩生田前文部科学大臣も改正義務標準法に関わる国会答弁で、30人学級や中学校、高校における少人数学級の必要性についても言及しており、明らかです。</p> <p>学校現場では、貧困、いじめ、不登校など解決すべき問題が山積しています。子供たちの豊かな学びを実現するための授業準備や教材研究の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するには、加配の増員や少数職種への配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和4年3月8日 文教経済常任委員会
受 理	令和4年2月28日 第638号

新潟市では、小学校中学年における 32 人以下（下限 23 人）の少人数学級が実施されているものの、体が大きく成長する小学校 5 年生から中学校 3 年生までは 35 人以下学級（下限 25 人）となっています。新型コロナウイルス感染症については、密集、密接、密閉を避ける身体的距離の確保等が必要になります。新しい生活様式で提唱されている身体的距離の確保は難しい状況であると言わざるを得ません。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、早急に少人数学級を実現しなくてはなりません。

こうした観点から、下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき、政府関係機関へ意見書を提出するよう陳情いたします。

記

- 1 少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するために、30 人以下とすること。
- 1 学校の働き方改革、長時間労働を是正するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 1 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 1 教育の機会均等と水準の維持、向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。